

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

令和 7 年 6 月 30 日

越谷市長



報告者 氏名又は名称及び住所 埼玉県越谷市新越谷1-71-2 3F
 並びに法人にあつては ポラテック株式会社
 その代表者の氏名 代表取締役 中内 晃次郎
 （電話番号 048-916-2488 ）

令和 7 年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画作成（変更）したので、
 埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

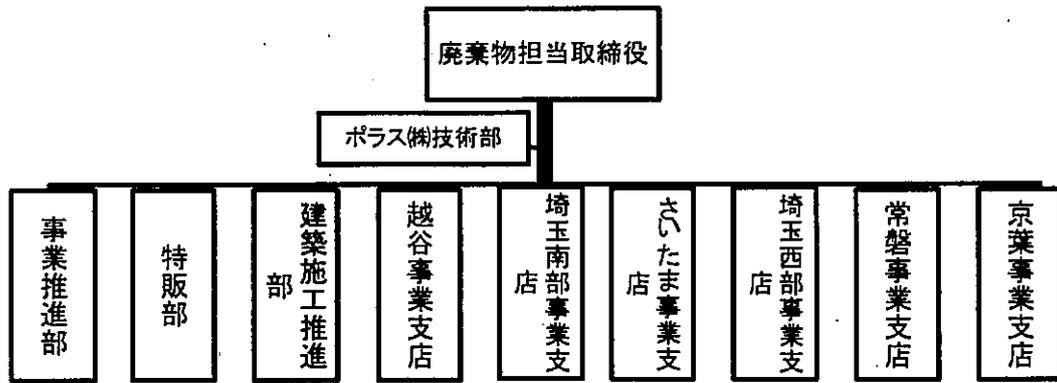
事業場の名称	ポラテック㈱ 建築施工推進部
事業場の所在地	埼玉県越谷市新越谷1-71-2 ウッドスクエアビル3階
計画期間	2025年4月1日 から 2026年3月31日
変更の概要	-

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	完成売上高 2,097,146,256円
③ 従業員数	22人（2025年5月21日時点）
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	木くず→破碎→処理委託 廃プラスチック類→圧縮梱包→処理委託 がれき類→破碎→処理委託 紙屑→圧縮梱包→処理委託 金属くず→破碎→処理委託 ガラス陶磁器→破碎→処理委託 混合廃棄物→破碎・圧縮梱包→処理委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	181.28 t	t
	(これまでに実施した取組) ○パネル化の向上 ○専らを筆頭に工事現場での分別 ○端材が発生しない精度の高い積算・木拾い ○余剰材は他現場で転用 ○余剰材が他現場で転用できるよう汎用性の高い資材を選定		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	排出量	560.17 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記①を一層向上させる		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新築工事では段ボール・木くず・金属くず・がれき類・石膏ボード・廃プラ（塩素系を除く）の一部を分別し、処理委託する
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生処理・加工を行って利用しているものはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生処理・加工を行って利用しているものはない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら熱回収・中間処理を行っているものはない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら熱回収・中間処理を行っているものはない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立・海洋投入は行っていない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら埋立・海洋投入は行っていない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	181.28 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 解体工事 建り法特定建設資材は分別し、処理委託する 新築工事 木くずや廃プラスチックの一部はRPF製造業者へ、石膏ボードは広域認定メーカーへ処理委託			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	560.17	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0	t
	再生利用業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	t
	(今後実施する予定の取組) 上記の実績と同様		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2)②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「一」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

